

広島保健学学会定款

2004年7月30日

(2005年10月30日改定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は広島保健学学会という。

(事務所)

第2条 本会は事務局を広島市南区霞 1-2-3 広島大学大学院保健学研究科に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健学に関する研究の推進、知識の普及により、保健学の発展を図り、人々の健康的な生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研修会及び総会等の開催
- (2) 会誌については、「広島大学保健学ジャーナル」をもって会誌の役割に充てる。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する者
- (2) 学生会員 本会の目的に賛同する大学学部学生、専門学校学生及び大学院生
- (3) 名誉会員 保健学の進展に対して多大の寄与をなした者で、理事会の推薦により評議員会の議を経て、総会で承認された者
- (4) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は法人

(入会)

第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書に記入の上、会費を添えて申し込むものとする。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費)

第7条 本会員の会費は、別に定める。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が会費を2年以上滞納したときは、総会の議決を経て、理事長が除名することができる。

第4章 役員、評議員

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 理事及び監事は、評議員会において評議員の中よりその候補者を選出し、総会で選任する。理事は、互選で理事長を定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 12 条 理事長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、執行する。

第 13 条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次に規定する業務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(役員の任期)

第 14 条 本会の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(評議員の選任)

第 15 条 本会に、20 以上 50 名以内の評議員を置く。

2 評議員は、正会員の中から総会で選任し、評議員会を組織する。

3 評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(評議員の職務)

第 16 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 17 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 18 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集等)

第 19 条 評議員会は、毎年 1 回理事長が招集する。ただし、評議員現在数の 3 分の 1 以上からの会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求があった日から 20 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数等)

第 20 条 評議員会は、評議員会現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員および学生会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも1週間以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの

(総会の定足数等)

第25条 総会は、正会員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、その当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 会計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第29条 本会の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 補則

(細則)

第30条 この定款の施行についての細則は、理事会、評議員会及び総会の議決を経て、別に定める。